

国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年3月28日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 規程第23号

国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程（16 経教規程第59号）の一部を次のように改正する。

旅行命令権者の表を次のように改める。

旅行命令権者の表（別表第1（第3条第1項第1号関係））

旅行命令権者	決裁権限の委任を受ける者	委任の範囲
東京農工大学長	理事(総務担当)	総括本部長に対し旅行命令を発する権限
	総括本部長	総括チームリーダーに対し旅行命令を発する権限
	総括チームリーダー	所属するチームリーダーに対し旅行命令を発する権限
	チームリーダー	所属する職員に対し旅行命令を発し、及び当該チームの用務に係る旅行依頼を発する権限。ただし、他のチーム、組織又は施設(以下「組織等」という。)の本学職員を当該チームの用務で出張させる場合は旅行命令とする。
	農学教育部・農学部長	農学教育部・農学部(附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を除く。)に兼務又は所属する職員に対し旅行命令を発し、及び当該組織等の用務に係る旅行依頼を発する権限。ただし、他の組織等の本学職員を当該組織等の用務で出張させる場合は旅行命令とする。
	FSセンター長	FSセンター所属職員に対し旅行命令(外国への出張については農学教育部・農学部長とする。)を発し、及び当該組織等の用務に係る旅行依頼(外国からの招へいについては農学教育部・農学部長とする。)を発する権限。ただし、他の組織等の本学職員を当該組織等の用務で出張させる場合は旅行命令とする。
	工学教育部・工学部長	工学教育部・工学部に兼務又は所属する職員に対し旅行命令を発し、及び当該組織等の用務に係る旅行依頼を発する権限。ただし、他の組織等の本学職員を当該組織等の用務で出張させる場合は旅行命令とする。
連合農学研究科長	連合農学研究科所属職員に対し旅行命令を発し、及び当該組織等の用務に係る旅行依頼を発する権限。ただし、他の組織等の本学職員を当該組織	

	等の用務で出張させる場合は旅行命令とする。
生物システム応用科学教育部長	生物システム応用科学研究部所属職員に対し旅行命令を発し、及び当該組織等の用務に係る旅行依頼を発する権限。ただし、他の組織等の本学職員を当該組織等の用務で出張させる場合は旅行命令とする。
図書館長	図書館所属職員に対し旅行命令を発し、及び当該組織等の用務に係る旅行依頼を発する権限。ただし、他の組織等の本学職員を当該組織等の用務で出張させる場合は旅行命令とする。
大学教育センター長	大学教育センター所属職員に対し旅行命令を発し、及び当該組織等の用務に係る旅行依頼を発する権限。ただし、他の組織等の本学職員を当該組織等の用務で出張させる場合は旅行命令とする。
保健管理センター所長	保健管理センター所属職員に対し旅行命令を発し、及び当該組織等の用務に係る旅行依頼を発する権限。ただし、他の組織等の本学職員を当該組織等の用務で出張させる場合は旅行命令とする。
産官学連携・知的財産センター長	産学連携・知的財産センター所属職員に対し旅行命令を発し、及び当該組織等の用務に係る旅行依頼を発する権限。ただし、他の組織等の本学職員を当該組織等の用務で出張させる場合は旅行命令とする。
機器分析センター長	機器分析センター所属職員に対し旅行命令を発し、及び当該組織等の用務に係る旅行依頼を発する権限。ただし、他の組織等の本学職員を当該組織等の用務で出張させる場合は旅行命令とする。
総合情報メディアセンター長	総合情報メディアセンター所属職員に対し旅行命令を発し、及び当該組織等の用務に係る旅行依頼を発する権限。ただし、他の組織等の本学職員を当該組織等の用務で出張させる場合は旅行命令とする。
遺伝子実験施設長	遺伝子実験施設所属職員に対し旅行命令を発し、及び当該組織等の用務に係る旅行依頼を発する権限。ただし、他の組織等の本学職員を当該組織等の用務で出張させる場合は旅行命令とする。
留学生センター長	留学生センター所属職員に対し旅行命令を発し、及び当該組織等の用務に係る旅行依頼を発する権限。ただし、他の組織等の本学職員を当該組織等の用務で出張させる場合は旅行命令とする。

* 委任の範囲とならない、全学的な用務に係る旅行命令及び依頼は学長が行うものとする。

* 役員の用務は全学的な用務とみなされるので旅行命令は上記のとおり学長が行うものとする。

* 他の組織等の職員を旅行命令で出張させる関係上、全ての旅行命令と旅行依頼は、組織等長が決裁して学長名で発する。(決裁権限の委譲の概念)

附 則 (17 経教 規程第 23 号)

この規程は、平成 17 年 3 月 28 日から施行し、改正後の国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程の規定は、平成 16 年 12 月 1 日から適用する。